

5月5日(土)のごみ収集をお休みします(旧西条市)

5月5日(土)「こどもの日」は、次の地区のごみ収集をお休みします。対象地区の方は次回の収集日(6月2日)に出してください。

■ごみ収集が休みの地区

○粗大ごみ
大町、神戸(舟形、津越、長瀬を除く)、橋、大保木、市之川
○資源ごみ(古紙)
大保木、市之川、鬼之山、中寺、大久保

■ごみステーションを管理している方へ

収集休みを通知するステーション用のチラシを、衛生課窓口と各公民館に準備していますので、ご利用ください。

■問合せ 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係
TEL 0897-52-1338

ウジ・ボウフラとネズミの駆除薬剤をお渡しします

ウジ・ボウフラ用とネズミ用の駆除薬剤を必要とされる方は、自治会の班・組単位などで必要数量を取りまとめて

申し込んでください。駆除薬剤は申込受付後、5月下旬に配布する予定です。

■申込期限 5月18日(金)

■薬剤量(1世帯につき)

○ウジ・ボウフラ用 1袋

○ネズミ用 1袋

■申込先

○市庁舎別館衛生課 衛生係
TEL 0897-52-1461

○東予総合支所市民福祉課生活環境係、丹原または小松総合支所市民福祉課市民生活係

平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

児童手当制度が改正され、平成19年4月1日から3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が一律月1万円となりました。

今回の改正による手続きは必要ありません。

■改正後の児童手当額(月額)

○3歳未満
出生順位にかかわらず一律1万円(改正前は、第1子・第2子は5000円、第3子以降は1万円)

○3歳以上
第1子・第2子は5000円

円、第3子以降は1万円

■注意事項

○改正後、最初の支給月は平成19年6月です。

○3歳到達後の翌月からは、第1子・第2子の手当額は5000円となります。

○3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢、所得制限限度額については、現行どおりです。

■問合せ

○市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL 0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課 福祉係

戦没者等の遺族の皆さんへ 第8回特別弔慰金の請求はお済みですか

■対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合の先順位の方で、まだ請求手続きを行っていない方。

■請求期限

平成20年3月31日

■支給内容
額面40万円、10年償還の記

名国債

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係
TEL 0897-52-1288

○各総合支所市民福祉課 福祉係

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さんに特別慰労品を贈呈します

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さんに、あらためて慰藉の念を表わすため、特別慰労品を贈呈しています。

贈呈を受けるには、本人による請求手続きが必要です。過去に贈呈を受けられた方も対象となります。

請求書は、市庁舎別館社会福祉課、各総合支所市民福祉課にあります。

■請求期間

平成19年4月1日～平成21年3月31日

■問合せ
(独)平和祈念事業特別基金
TEL 0120-1234-933
※電話の受付は月々金曜日の9時15分～17時15分です。

公共施設に授乳室を設置しました



乳幼児連れの保護者が安心して施設を使えるよう、授乳やおむつ替えのできる授乳室を、主要な公共施設に設置しました。会議室などを授乳室として指定している施設もありますので、ご利用の際は各施設の受付にお尋ねください。

■授乳室を設置している施設(一部未設置の施設もあります。ご了承ください)

公民館、児童館、地域交流センター、総合福祉センター、市庁舎、総合支所など
※各施設にはミルク用のお湯はありませんので、各自でご用意ください。

■問合せ 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1337